

消費者機構日本ニュースレター

156号

第16回通常総会のご案内（書面による参加を基本にお願いします）

第16回通常総会ですが、新型コロナウイルス感染確認拡大防止の観点より、理事等、最低限の人数に絞って開催することといたしました。正会員の皆様には、書面による参加を基本にお願いいたします。

また賛助会員、協力会員の皆様には、例年傍聴についてお呼びかけをさせていただいていたところですが、以上の理由により、今回は、傍聴の呼びかけを見合わせることにいたしました。

例年実施しておりました総会記念企画につきましても、今回は開催を見合わせます。何卒、ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

第16回通常総会

1. 日時：2020年6月4日（木） 15時00分～15時35分
2. 会場：主婦会館プラザエフ 5階
3. 議案：（審議事項）第1号議案 2019年度事業報告承認の件
第2号議案 2019年度決算承認の件
第3号議案 役員選任の件
（報告事項）(1) 2020年度事業計画
(2) 2020年度予算
(3) 特定資産取り崩しの件

《正会員（個人・団体）の皆様へ》

「消費者機構日本第16回通常総会のご案内」を、総会議案書とあわせて郵送いたします。「書面議決書」に必要事項を記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送いただけますようお願い申し上げます。

実参加を望まれる方は、その旨、電子メールで事務局(webmaster@coj.gr.jp)宛にご連絡ください。

【東京医科大学】被害回復訴訟 今後の予定

2020年3月6日、東京医科大学を被告として当機構が提起していた共通義務確認訴訟の判決言渡しが東京地裁で行われ、当機構の主位的請求がほぼ認められました。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_200306_01.html

東京医科大学は本件について控訴せず、当機構も主位的請求のうち受験料等の損害賠償請求が認められたため控訴しませんでしたので、本判決は3月24日に確定しました。

これを受けて、当機構は2020年4月17日に裁判所に東京医科大学に対する被害回復訴訟における簡易確定手続開始申立書を提出しました。

裁判所から簡易確定手続開始の決定が出された後に、対象消費者の方々に対し、手続への参加方法について当機構ウェブサイトで公告します。また、連絡先が把握できた対象消費者の方へ個別に通知します。

なお、現在は新型コロナウイルス対策として緊急事態宣言が出されているため、簡易確定手続開始決定の発令はまだされておりません。緊急事態宣言が解除された後になるのではないかと思います。そのため、対象消費者の方への通知・広告を開始するにはまだ日数を要することが想定されます。

簡易確定手続開始決定後、すみやかに記者会見及び当機構ウェブサイトでの公告を行い、当機構が連絡先を把握している対象消費者の方への個別通知を開始できるよう、準備を進めます。併行して、東京医科大学に、対象消費者の氏名・連絡先について情報提供を要請してまいります。

また、簡易確定手続開始決定に先立ち、消費者への告知に協力をお願いするため、行政関係者への説明会を5月21日(木)に開催します。

株式会社 AMBITION (不動産賃貸) の建物賃貸借契約書において、賃貸人 (事業者) が無催告で契約を解除できる条項の一部見直し等の改定がなされました。

当機構は株式会社 AMBITION との間で協議を行い、同社の「定期建物賃貸借契約書」において賃貸人 (事業者) が無催告で契約を解除できることとされている条項等について削除や見直しを行うことで合意に至りました。

申入れ事項1：賃貸人による無催告の契約解除を可能としている次の部分を削除すること。

当機構が削除を申し入れた内容	株式会社 AMBITION の対応 (合意した内容)
①賃借人に対して差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき。	「 <u>賃借人が法人または事業者としての個人の場合に限る</u> 」という規定になりました。
②賃借人が死亡、破産・民事再生手続開始の申立、後見・補佐・補助開始の審判決定を受けたとき。 ③賃借人が実刑と執行猶予を問わず禁固刑以上の刑の言い渡しを受けたとき。	左記の規定は削除されました。なお、賃借人が死亡した場合については別途契約終了の規定が設定されました。(申入れ事項2を参照)
④賃借人が共同生活の秩序を乱し、又は近隣住民の生活の平穏を妨害すると合理的に判断されるとき。	下記のように改定されました。 「 <u>賃借人が共同生活の秩序を乱し、又は近隣住民の生活の平穏を妨害する(賃借人が、貸室内で振込詐欺等その他の犯罪行為を行っている場合、鉄砲、刀剣その他凶器等持ち込む場合、若しくは反社会的勢力の事務所として貸室を使用している場合等を含む。以下同じ。)</u> と合理的に判断されるとともに、これらの是正等に関する <u>催告を行うまでもなく、信頼関係が破壊されたと合理的に認められるとき</u> 」
⑤賃借人が当該契約による通知義務に違反したとき。	無催告解除ではなく「 <u>賃貸人が賃借人に対して是正等に関する催告を行ったにもかかわらず、</u>

必要な対応が取られない等によって信頼関係が破壊されたと合理的に認められるときに解除できる」という趣旨の規定になりました。

※ 普通建物賃貸借契約で上記と同様の趣旨の規定があった部分についても同様の改定がなされました。

申入れ事項2：賃借人が死亡した場合に賃貸人による契約解除を可能とし、または契約が当然に終了すると規定している部分を削除すること。

当機構が削除を申し入れた内容	株式会社 AMBITION の対応 (合意した内容)
①賃借人またはその承継人が死亡の通知を怠った場合又は承継人が契約の継続を望む場合で賃料の支払能力に関する資料(年収、預金残高等に関する資料)を提出しないときは、催告を行なった上で契約を解除することができる。	左記の規定から「承継人が契約の継続を望む場合で賃料の支払能力に関する資料(年収、預金残高等に関する資料)を提出しないとき」が削除されました。
②賃貸人が承継人から資料の提供を受けた後に契約の承継を認めなかった場合、契約は決定を通知した日から2か月後に当然に終了する。 ③賃貸人は、承継人の属性や資力その他の事情等に鑑み、契約を継続することが困難であると合理的に認められるときは、2か月の予告期間をもって契約を解除することができる。この場合、予告期間の満了と同時に契約は終了する。	左記の規定は削除され、替わって「賃借人の相続人が不在のとき、又は賃貸人による合理的な調査によっても承継人を確知できなかったときは、契約は死亡日から3か月後に当然に終了する。」という規定が設定されました。

※ 普通建物賃貸借契約で上記と同様の趣旨の規定があった部分についても同様の改定がなされました。

要請事項：賃貸人による期間内解約について

当機構が要請した内容	株式会社 AMBITION の対応 (合意した内容)
定期建物賃貸借契約書において、賃貸借期間中であっても賃貸人が賃借人に6か月前までに書面による予告をすることで契約を解約できるという趣旨の規定を削除すること。	当機構の要請のとおり、賃貸人による期間内解約を可能とする規定が削除されました。

詳細は下記 URL をご参照ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_200406_01.html

緊急事態宣言下の事務局の業務縮小

新型コロナウイルス感染拡大防止の緊急事態宣言延長を受けて5月31日まで職員の勤務を原則在宅勤務としております。そのため、電話での情報提供及びご連絡には対応できませんことご了承ください。

情報提供については、本ウェブサイトの情報提供受付コーナーより書き込んでくださいますようお願いいたします。

そのほかの事務連絡につきましては、メール webmaster@coj.gr.jp あてにお願いします。
 ご不便おかけしすみませんが、よろしくお願ひします。


**全国の適格消費者団体（21 団体）のホームページ公表情報
 （2020年3月26日～5月11日分）**

○各適格消費者団体（21 団体）のホームページの公表情報です。事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公 表 情 報(3月26日～5月11日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/4/24 : ; <u>2018 年度に消費生活相談窓口向け差止請求事例集を作成し、このたびその内容を公開します。</u> ■ 2020/4/30 : <u>消費生活相談窓口のための改正民法解説の内容を公開します。</u>
《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/3/31 : <u>株式会社コスモヘルスに対する申入れ等の経過について公表します。</u> ■ 2020/3/31 : <u>サンテクレアル株式会社に対する申入れ等の経過について公表します。</u> ■ 2020/3/31 : <u>株式会社ビューティースリーに対する申入れ等の経過について公表します。</u> ■ 2020/4/28 : <u>認定の有効期間が更新されました。</u>
《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/4/20 : <u>申入れ活動一覧を更新しました</u>
《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/03/31 : (株) サンユウ群馬 ((株) サンユウ) に対する申入れ活動を終了しました ■ 2020/03/31 : 株式会社 ROOKIES に対して差止請求訴訟を提起しました ■ 2020/4/8 : 復縁屋 (株) に対する申入れ活動を終了しました ■ 2020/4/8 : トレンドマイクロ (株) に対する申入れ活動を終了しました ■ 2020/04/08 : <u>さいたま中央フットケア整体院に対する申入れ活動を終了しました</u>
《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>■2020/4/6：株式会社 AMBITION（不動産賃貸）の建物賃貸借契約書の無催告解除条項が是正されました。</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■2020/3/26：大東建託パートナーズ株式会社から報告書が届きました。</p> <p>■2020/4/1：株式会社オー・ド・ヴィーウェディングから回答書が届きました。</p> <p>■2020/4/28：楽天株式会社（楽天ポイント）に対して申入書を送付しました。（回答期限 5月28日） ⇒<u>2020.4.28.楽天株式会社申入書（楽天ポイント）</u></p> <p>■2020/4/28：株式会社アイ工務店に対して修正後の約款開示申入書を送付しました。 ⇒<u>2020.4.28.株式会社アイ工務店修正後約款開示申入書</u></p> <p>■2020/4/30：大東建託パートナーズ株式会社から連絡書が届きました。</p> <p>■2020/4/30：大東建託パートナーズ株式会社から報告書が届きました。</p> <p>■2020/4/30：大東建託パートナーズ株式会社に対して連絡書（合意書案の提示）を送付し...</p> <p>■2020/4/30：4月28日付けで、株式会社 I A M（インターナショナル・メディア学院）に対...</p> <p>■2020/5/7：株式会社 I A M（インターナショナル・メディア学院）から回答書が届きました...</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■2020/3/30：酵素等の成分の作用による痩身効果を標ぼうする食品の販売事業者5社に対し、消費者が希望する場合は、返金等を行うよう申入れを行いました。</p> <p>■2020/5/11：葛の花由来「イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売事業者の返金対応に関する調査結果</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>■ 2020/5/8：(株)インシップの第1回期日が一旦 5/12 に設定されていましたが、取消し再調整となりました。決まりましたら、HP でご連絡します。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>■ 2020/4/17：株式会社リンクストアに再々申入書を送付しました。 ☆株式会社リンクストアへの<u>申入活動一覧</u>はこちらから</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syohisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■ 2020/4/30：株式会社メルカリにご連絡を送付しました</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>


 特定非営利活動法人 消費者機構日本
 発行人：藤井喜継 編集責任者：磯辺浩一
 〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
 TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077